

■社長・CEO後継者計画の実務(1)■

社長・CEO後継者計画の現状と課題

企業統治推進機構 代表取締役社長 佃 秀昭……(4)

取締役会評価の現状分析と今後の課題

——2019年9月末のCG報告書を題材に——

ジェイ・ユーラス・アイアール 代表取締役 岩田宜子……(11)
みずほ信託銀行 株式戦略コンサルティング部調査役 森 央成

役員報酬の動向・課題の検証

——報酬ガバナンス深化のあり方——

ペイ・ガバナンス日本 マネージング・パートナー 阿部直彦……(24)

■2019年総会動向と来年展望(5)■

不祥事発生時の株主総会対応

みずほ信託銀行 株式戦略コンサルティング部調査役・弁護士 磯野真宇……(34)
みずほ信託銀行 株式戦略コンサルティング部調査役 秀永祐介

■商事法判例研究 No.640 (京都大学商法研究会)

株式会社の解散の訴え

関西大学准教授 原 弘明……(46)

■実務問答金商法 第12回■

少人数私募により発行された有価証券の転売 (金商法2条4項関係)

弁護士 中村慎二……(52)

■デラウエア会社判例理解のための手続法的基礎■

第7回 訴答段階(3)——クラス・アクションと訴答・和解

神戸大学准教授 板持研吾……(60)

●海外情報● 英国スチュワードシップ・コードの改訂……(64)

◆トピック◆ 「不祥事予防に向けた取組事例集」の公表……(66)

■ニュース■……(67)

SSコードに関する有識者検討会の令和元年度第2回会議が開催される

監査証明府令等・会社計算規則の改正で意見募集

金融庁、監査法人のローテーション制度第二次調査報告を公表

不祥事予防のプリンシプルに関する意見交換会、取組事例集を公表

公取委、デジタル・プラットフォームについての実態調査報告書を公表

2019年10月内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)登録事業者

(ショートリサーチ) 会計監査の在り方に関する懇談会提言に基づく各施策

□スクランブル□ 取締役会事務局アンケート集計結果をみて……(70)

別冊付録 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律案新旧対照条文(抄)

■社長・CEO後継者計画の実務(1)■

社長・CEO後継者計画の現状と課題

佃 秀昭 企業統治推進機構 代表取締役社長

一 はじめに——改訂CGコードと改訂CGSガイドライン

二〇一五年六月に導入されたコーポレートガバナンス・コード(以下「CGコード」という)は、わが国上場会社の取締役会のあり方だけでなく日本企業の伝統的な経営慣行にも影響を与えつつある。特に、社長・CEOの選解任・後継者計画については、日本企業の従来の経営慣行に大きな修正を迫る新たな規律が求められており、多くの上場会社が実務面での対応を迫られている。

二〇一五年六月のCGコード導入を契機に、任意の指名委員会の設置が日本企業の間で徐々に広がる中、二〇一七年から二〇一八年にかけて、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会

議(以下「フォローアップ会議」という)では、CGコードの日本企業への定着状況を確認しつつ、最初の改訂が議論された。社長・CEOの選解任・後継者計画は、政策保有株の縮減等と並び、コード改訂の議論の中心となった。

二〇一八年六月に改訂されたCGコードは、それまでのフォローアップ会議における議論を踏まえて、社長・CEOの選解任と後継者計画に関する規律づけを一層強化することとなった。新設された補充原則四一三③では新たにCEOの解任について規定された。また、改訂された補充原則四一〇①は、指名や報酬に関する任意の委員会について、「例えば」と「など」が削除され、独立した諮問委員会を設置することを強く要請している。

改訂CGコード導入三ヵ月後の二〇一八年九月二十八日には、経済産業省により「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」

目次

- 一 はじめに——改訂CGコードと改訂CGSガイドライン
- 二 社長・CEO後継者計画の概要
- 三 社長・CEO後継者計画に関する調査結果
 - 1 後継者計画の監督状況
 - 2 指名委員会の設置・活用状況
- 四 社長・CEO後継者計画の実施上の課題
 - 1 社長・CEO後継者計画の目的の明確化
 - 2 任意の仕組みの活用
 - 3 十分な数と質の独立社外取締役の確保
 - 4 指名委員会への十分な人事情報の提供
 - 5 適切な評価者の確保と評価手法の確立

(以下「CGSガイドライン」という)が改訂された。CGSガイドラインは、任意の指名委員会・報酬委員会の活用や取締役会による社長・CEOの後継者計画の監督等に関する原則が拡充された改訂CGコードに対応し、企業が改訂CGコードに対応する上で参考にすべき考え方やプラクティスを整理した内容となっている。

改訂CGコードおよび改訂CGSガイドラインは、社長・CEOの選解任と後継者計画が企業統治の一丁目一番地であり、日本企業が企業統治の高度化を図る上で、積極的に取り組むべきテーマであることを明確化したといえる。そこで、今回から三回にわたり、法定および任意の指名委員会を本格的に活用し、社長・CEO